

令和 7 年度

市川市社会福祉法人指導監査実施計画

市川市 福祉部 地域共生課

I 指導監査の実施方針等

I 実施方針

社会福祉法人の適正かつ円滑な運営を確保するために、「市川市社会福祉法人指導監査実施要綱」並びに社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等に基づき、効果的な指導監査の実施を図る。

2 重点指導事項

(1) 法人運営

- ① 定款を遵守した法人運営が行われているか。
- ② 評議員及び役員の改選手続きが適正に行われているか。
- ③ 評議員会の日時・場所・議題・議案の概要が理事会の決議により定められ、招集通知により適正に各評議員に周知されているか。
- ④ 理事会の招集が適正に行われているか（招集通知の省略を含む）。
- ⑤ 評議員会及び理事会の決議が適正に行われているか、また決議の内容が議事録に明確に記載されているか。
- ⑥ 理事に対する権限の委任のほか、定款の施行についての細則を定める定款施行細則が適正に整備されているか。
- ⑦ 理事長及び業務執行理事が、必要な回数以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しているか。

⑧ 役員等の報酬等の額及び報酬等の支給の基準が適正に定められ、報酬等が適正に支給されているか。

⑨ 契約が適正に行われているか。

(2) 会計管理

① 社会福祉法人会計基準及びその関係通知に則り計算関係書類が作成されているか。また、注記と附属明細書は、それぞれ計算書類と整合が図られているか。

② 内部牽制に配慮した業務分担及び複数人により点検を行う体制が整備されているか。

③ 経理規程に則った適切な会計処理が行われているか。

④ 寄附金の会計処理が適切に行われているか。

⑤ 資産の計上が適正に行われているか。また、計上された資産は実在しているか。

⑥ 賞与等の引当金が適正に計上されているか。

⑦ 財産目録の作成が適正に行われているか。

3 実施時期（一般監査の周期）

- （１）法人運営等に特に大きな問題が認められない法人に対しては、一般監査の実施周期を３箇年に１回とする。
- （２）（１）に加えて、会計監査人の監査や公認会計士等の専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断されるときなど、その内容に応じて一般監査の周期を５箇年に１回又は４箇年に１回まで延長することができる。
- （３）（１）に加えて、苦情解決への取組が適正に行われ、①福祉サービス第三者評価事業の受審・公表又は ISO9001 認証取得施設、②地域社会に関わった事業運営、③先駆的な社会貢献活動の取組のいずれかの内容に該当する場合にあって、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときは、４箇年に１回まで延長することができる。
- （４）新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- （５）法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

Ⅱ 指導監査の実施方法

Ⅰ 実施体制

指導監査に当たっては、地域共生課を中心とし、施設又は事業を所掌する所管課や関係機関と連携協力して行う。

2 一般監査

この計画に基づき実地にて行う。

(1) 通知

原則として、一般監査実施の2ヶ月前までに、法人に対し監査日時等必要な事項を通知する。

(2) 事前提出資料

原則として、一般監査実施の1ヶ月前までに、市川市法人指導監査調書及び決算書類等必要書類の提出を求める。

(3) 指導監査の方法

法人の理事長等の立会いを得て、聞き取り、帳簿及び書類その他の物件の検査を実地にて行う。

3 特別監査

法人において、正当な理由がなく一般監査を拒否した場合、一般監査において改善されない事項を改善するよう重ねて指摘した事項が改善されない場合及び重大な問題があると市長が認める場合には、随時実地において特別監査を行う。

4 書類審査

法人運営等に特に大きな問題が認められない法人に対しては、一般監査の実施周期を3箇年に1回としているが、大きな問題の有無を確認するために、一般監査を実施しない法人に対しては、書類審査を実施する。

5 所管課との連携

施設等の所管課に対し、監査日時及び監査結果を通知する。また問題事案を有する法人に対し指導監査を実施する場合、必要に応じて所管課と連携して監査を行う。

6 千葉県との連携

施設等の監査を行う千葉県に対し、市の監査日時及び監査結果を通知するなど、十分に連携を図りながら、可能な限り合同で監査を行う。その他特に必要

があると認める場合についても合同で監査を行う。

Ⅲ 監査後の指導

Ⅰ 一般監査の指摘

指摘方法の区分とその基準は以下の通りとする。

(1) 文書指摘

法令又は通知の違反が認められる事項について、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書指摘として書面により指導する。なお、この措置の改善状況については、期限を付して法人から報告させる。

(2) 口頭指摘

違反の程度が軽微である場合、違反について文書指摘による指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭指摘により指導する。

(3) 助言

法令又は通知の違反が認められない場合において、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができる。

※上記(2)・(3)の場合においても、口頭指摘の内容・助言の内容を法人と指導に関する内容を共有できるよう書面にて交付するものとする。

2 継続的な指導

一般監査の結果、法人から提出された改善結果に関する報告書においても改善が認められないと判断される法人に対しては、改善されるまで継続して指導を実施し、自主的な改善を求める他、実地で調査を行うことができる。

Ⅳ 令和7年度 一般監査実施計画表

	法人名	認可 所轄 庁	施設等			最終 実施(*)	実施 予定	摘要
			子	高	障			
1	(福)むつみ会	子	○	○		R04(6)	○	
2	(福)ちどりの国	子	○			R06(22)		
3	(福)ふじみ会	子	○			R04(12)	○	
4	(福)和孝福社会	子	○			R04(6)	○	
5	(福)七和福社会	子	○	○		R04(10)	○	
6	(福)若恵福社会	子	○			R06(14)		
7	(福)いずみ福社会	子	○			R06(3)		
8	(福)杉の木会	子	○			R04(2)	○	
9	(福)柏井福社会	子	○			R06(9)		
10	(福)あけぼの福社会	子	○			R04(2)	○	
11	(福)花の子福社会	子	○			R05(1)		
12	(福)福治会	子	○			R05(19)		
13	(福)きぼうの樹	子	○			R04(3)	○	
14	(福)たいようのこ福社会	子	○			R06(8)		
15	(福)いちかわ	子				R06(27)		
16	(福)市川会	地		○		R05(0)		
17	(福)市川朝日会	地		○		R05(3)		
18	(福)青風会	地		○		R04(7)	○	
19	(福)三愛	地		○		R06(6)		
20	(福)幸志会	地		○		R05(3)		
21	(福)春濤会	障	○		○	R05(16)		
22	(福)一路会	障			○	R06(0)		
23	(福)いちばん星	障			○	R04(1)	○	
24	(福)市川レンコンの会	障			○	R05(2)		
25	(福)市川市社会福祉協議会	地				R04(4)	○	

備考

- ① 認可所轄庁 凡例：子－幼保施設計画課・障－障がい者支援課・地－地域共生課
- ② 施設等 凡例：子－保育所等・高－高齢者向け施設・障－障がい者向け施設
- ③ 最終実施欄の()の数字は、最終実施年度における文書指摘の件数を示す。
- ④ 最終実施年度が令和4年度である10法人に対して実施する。